

令和 4 年 6 月 議 会

議 案 説 明 資 料

○議案第 96 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案

財 政 局

議案第 96 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正への対応や納税環境の整備を行うため、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 固定資産税に係る「わがまち特例」の見直しに伴う規定の整備（附則第 27 条）

地方税法の改正により、固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の特例割合の見直し等が行われたことに伴い、市税条例において当該特例割合を定めるもの。

(2) 省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置に係る規定の整備（第 50 条）

地方税法において、省エネ改修工事が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置について、工事費要件の見直し等が行われたことに伴い、市税条例においても同様に当該減額措置に係る規定の整備を行うもの。

(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識に関する交付手続の見直し（第 67 条）

原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原付バイク等」という。）の交付手続について、販売事業者等の負担軽減等の観点から、試乗標識の有効期間をなくし当該手続に関する規定を改めるもの。

(4) 原付バイク等に係る軽自動車税種別割の転居等に伴う申告手続の簡素化（第 62 条）

原付バイク等に係る軽自動車税種別割の申告手続において、住民基本台帳法に規定する転居等の届出をもって、住所変更等の申告がなされたものと見なすよう、規定を改めるもの。

(5) 個人市民税の扶養親族申告書に係る規定の整備（第 23 条の 3、第 23 条の 4）

地方税法の改正により、扶養親族申告書における退職手当等の取扱いに係る見直しが行われたことに伴い、市税条例においても同様の改正を行うもの。

(6) その他規定の整備（附則第 27 条）

地方税法の改正に伴い生じた項ずれについて、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (1) 第 50 条、附則第 27 条 | 公布の日 |
| (2) 第 62 条 | 令和 4 年 7 月 1 日 |
| (3) 第 23 条の 3、第 23 条の 4、第 67 条 | 令和 5 年 1 月 1 日 |

固定資産税に係る「わがまち特例」の見直しに伴う規定の整備

地方税法の改正により、固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の特例割合の見直し等が行われたことに伴い、市税条例において当該特例割合を定めるもの。

1 「わがまち特例」の導入

平成 24 年度地方税法改正において、地方税の特例措置について、地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から、国が全国一律に定めていた軽減割合を地方自治体の条例で決定できる仕組みが導入された。

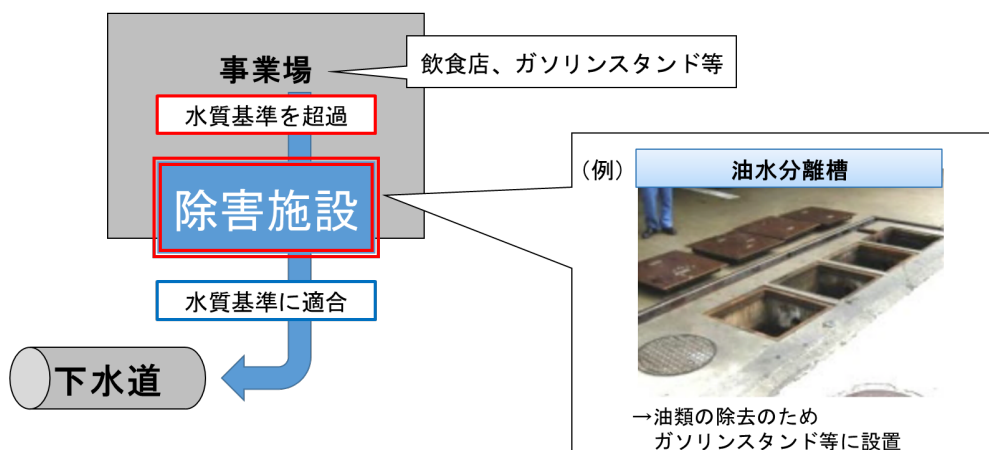
福岡市では、現在 11 項目について市税条例に軽減割合を定めている。

2 地方税法及び市税条例の改正概要

下水道除害施設（償却資産）に対して講じる固定資産税の特例措置について、適用対象及び特例割合の見直しを行ったうえで、適用期限を 2 年延長するもの。

	適用対象	地方税法	福岡市
現 行	公共下水道を使用する者が設置した除害施設	3/4 を参酌基準として 2/3 以上 5/6 以下の範囲内において市町村が条例で定める割合	特例割合 3/4 (1/4 を軽減)
※ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限る。			
改 正 後	令和 4 年 4 月 1 日以後、新たに公共下水道の排水区域となったことにより設置義務が生じる者が設置した除害施設	4/5 を参酌基準として 7/10 以上 9/10 以下の範囲内において市町村が条例で定める割合	特例割合 4/5 (1/5 を軽減)
※ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限る。			

【イメージ】



省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置に係る規定の整備

外壁や窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税に関して、税額の3分の1（認定長期優良住宅の場合は3分の2）を1年度分減額する措置について、地方税法の改正により、より良質な省エネ改修を支援する観点から、工事費要件等の見直しを行ったうえで、適用期限が2年延長されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

現 行

対象住宅	工事費要件
平成 20 年 1 月 1 日 以前から所在する住宅	断熱改修工事費用 が 50 万円超

改正後

対象住宅	工事費要件
平成 26 年 4 月 1 日 以前から所在する住宅	断熱改修工事費用 が 60 万円超
	断熱改修工事費用 が 50 万円超であつて、太陽光発電装置 や高効率空調機等 の設置工事費用と 合わせて 60 万円超

原付バイク等の試乗標識に関する交付手続の見直し

商品である原付バイク等の販売を目的とした試乗のために使用する試乗標識について、販売業者等の負担軽減及び事務の簡素化の観点から、当該試乗標識の有効期間をなくすため、市税条例の規定を改めるもの。

現 行

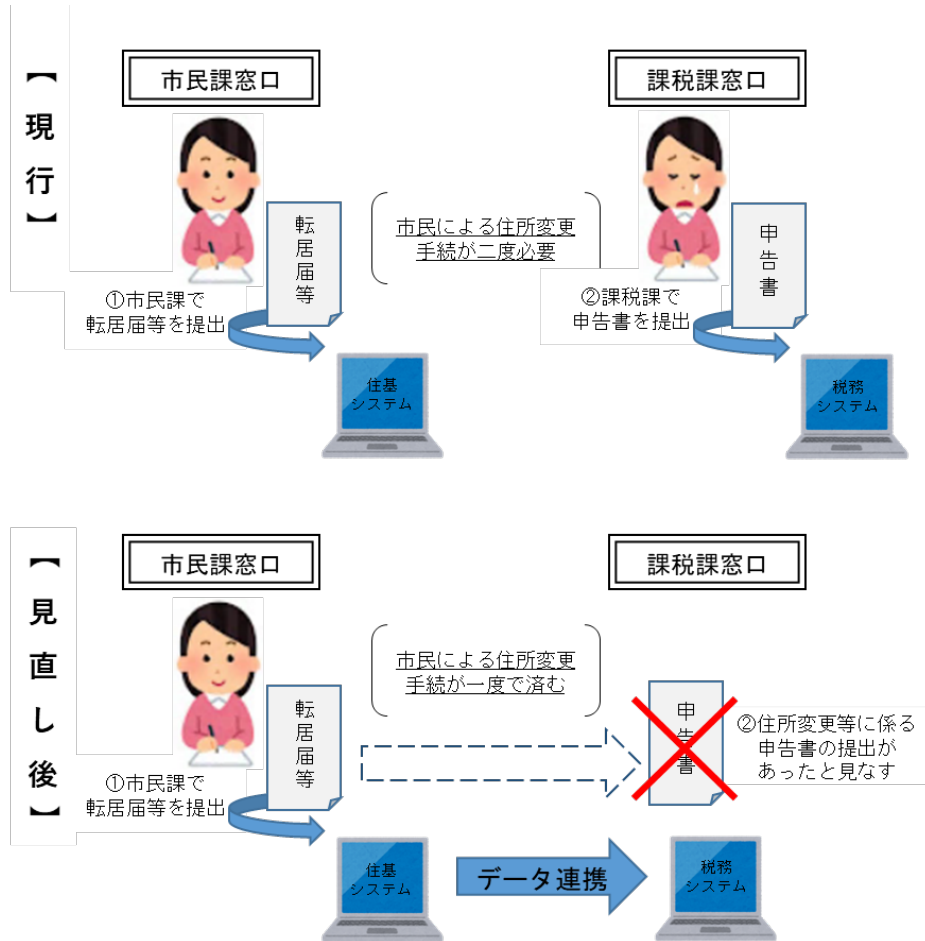
有効期間	納付額
交付の日から 6 カ月間	新規交付時に 500 円 継続交付毎に 500 円

見直し後

有効期間	納付額
— ※ただし、交付の理由が 消滅したときは返納	新規交付時に 500 円

原付バイク等に係る軽自動車税種別割の転居等に伴う申告手続の簡素化

手続の簡素化のため、原付バイク等に係る軽自動車税種別割の申告手続において、住民基本台帳法に規定する転入・転居・転出の届出があったときは、その届出をもって住所を変更した旨の申告書等の提出があったものとみなすよう、市税条例の規定を改めるもの。



個人市民税の扶養親族申告書に係る規定の整備

地方税法の改正により、給与所得者又は公的年金等受給者の配偶者等が退職手当等を有する場合に、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記することとし、地方団体が給与支払報告書等を通じて課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第23条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p style="margin-top: 20px;">(2)及び(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第23条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族</u></p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第23条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第23条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計</u></p>

改正前	改正後
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (控除対象扶養親族_____を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分_____について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分_____に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p>	<p>所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分_____について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分_____に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び 施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項の<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該<u>特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び 施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>11及び12 略</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第62条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び 施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項の<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該<u>特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び 施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>11及び12 略</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第62条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく前2項の規定による原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者の申告書の提出があつたものとみなす。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>4</u> 略</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識)</p> <p>第67条 原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売業者は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗するため必要がある場合においては、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体に取り付けるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車の試乗標識_____の交付を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の試乗標識の有効期間は、その交付を受けた日から6月とする。</p> <p>_____</p> <p><u>3</u> 第1項_____による標識_____の交付_____を受ける場合においては、標識<u>1箇</u>につき500円を納付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は2分の1と</p>	<p><u>5</u> 略</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識)</p> <p>第67条 原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売業者は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗するため必要がある場合においては、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体に取り付けるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車の試乗標識(以下「試乗標識」という。)の交付を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 試乗標識の交付を受けた者は、その交付の理由が消滅したときは、10日以内に当該試乗標識を返納しなければならない。</p> <p><u>3</u> 第65条第4項の規定は、試乗標識について準用する。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定による試乗標識の交付又は前項において準用する第65条第4項の規定による試乗標識の再交付を受けようとする者は、試乗標識<u>1個</u>につき500円を納付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は2分の1と</p>

改正前	改正後
<p>する。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11及び12 略</p>	<p>する。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11及び12 略</p>